

野田市告示第56号

野田市道路線供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和 7年 3月 26日から 令和 7年 4月 9日まで

(但し、野田市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く)

令和 7年 3月 26日

野田市長 鈴木 有

整理 番号	路線番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	13197	川間13197号線	蕃昌新田字今和泉 290番2地先	
			船形字今泉 300番地先	
2	13198	川間13198号線	船形字一本松 66番1地先	
			船形字一本松 17番地先	
3	13198	川間13198号線	船形字一本松 15番地先	
			目吹字砂田 2329番地先	

整理 番号	路線番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
4	8 2 1 4 0	関 中 8 2 1 4 0 号 線	桐ヶ作字荻野埜199番地先 桐ヶ作字下小用地557番1地先	